

頁	新	旧				
54	<p><b>4. (6) 承認の取消し①</b> の記述を一部変更</p> <p>① 特定保税承認者の承認の要件の一部《上記(3)の【特定税承認者の承認の要件】の③から⑧参照》に該当することとなったとき又は承認要件の⑨に適合しないこととなったとき</p>	<p>① 特定保税承認者の承認の要件の一部《上記(3)の【特定保税承認者の承認の要件】の1.③参照》に該当することとなったとき又は承認要件の2.に適合しないこととなったとき</p>				
100	<p><b>3. (輸出してはならない貨物</b> 図内の記述を一部修正</p> <p>「知的財産権侵害物品」等か否かの認定手続の開始及び<u>証拠の提出、意見の陳述ができる旨の通知</u></p>	<p>「知的財産権侵害物品」等か否かの認定手続の開始及び<u>認定手続の開始の通知</u></p>				
123	<p><b>3. 特定輸出者の義務</b> の表内の記述を一部変更</p> <table border="1" data-bbox="168 619 1131 746"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"><b>税関長への届出の義務</b></td> <td>特定輸出者の住所、氏名・名称の変更<u>（削除）</u>があった場合には、特定輸出者の承認をした税関長に届け出ること《関令第59条の10第5項》</td> </tr> </table>	<b>税関長への届出の義務</b>	特定輸出者の住所、氏名・名称の変更 <u>（削除）</u> があった場合には、特定輸出者の承認をした税関長に届け出ること《関令第59条の10第5項》	<table border="1" data-bbox="1176 619 2139 746"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"><b>税関長への届出の義務</b></td> <td>特定輸出者の住所、氏名・名称の変更<u>又は特定輸出申告する貨物の品名に変更</u>があった場合には、特定輸出者の承認をした税関長に届け出ること《関令第59条の10第5項》</td> </tr> </table>	<b>税関長への届出の義務</b>	特定輸出者の住所、氏名・名称の変更 <u>又は特定輸出申告する貨物の品名に変更</u> があった場合には、特定輸出者の承認をした税関長に届け出ること《関令第59条の10第5項》
<b>税関長への届出の義務</b>	特定輸出者の住所、氏名・名称の変更 <u>（削除）</u> があった場合には、特定輸出者の承認をした税関長に届け出ること《関令第59条の10第5項》					
<b>税関長への届出の義務</b>	特定輸出者の住所、氏名・名称の変更 <u>又は特定輸出申告する貨物の品名に変更</u> があった場合には、特定輸出者の承認をした税関長に届け出ること《関令第59条の10第5項》					
135	<p><b>1. (1) 原則（仕入書等の提出不要）</b> の表内の参照条文を一部変更</p> <table border="1" data-bbox="197 849 1120 1056"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"><b>Check!</b></td> <td>特定輸出申告等に際し仕入書等を提出しなかった場合の仕入書等の保存省略 <u>《関法第67条の8第1項、関令第59条の12第4項》。</u></td> </tr> </table>	<b>Check!</b>	特定輸出申告等に際し仕入書等を提出しなかった場合の仕入書等の保存省略 <u>《関法第67条の8第1項、関令第59条の12第4項》。</u>	<table border="1" data-bbox="1205 849 2128 1056"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da;"><b>Check!</b></td> <td>特定輸出申告等に際し仕入書等を提出しなかった場合の仕入書等の保存省略 <u>《関法第94条第2項、関令第83条第8項》。</u></td> </tr> </table>	<b>Check!</b>	特定輸出申告等に際し仕入書等を提出しなかった場合の仕入書等の保存省略 <u>《関法第94条第2項、関令第83条第8項》。</u>
<b>Check!</b>	特定輸出申告等に際し仕入書等を提出しなかった場合の仕入書等の保存省略 <u>《関法第67条の8第1項、関令第59条の12第4項》。</u>					
<b>Check!</b>	特定輸出申告等に際し仕入書等を提出しなかった場合の仕入書等の保存省略 <u>《関法第94条第2項、関令第83条第8項》。</u>					
145	<p><b>1. 原則</b> のなお書きの参照条文を一部変更</p> <p><b>1. 原則</b></p> <p>省略 <u>《関法67条の2第3項第3号、第67条の19》。</u></p>	<p><b>1. 原則</b></p> <p>省略 <u>《関法62条の2第3項第3号、第67条の19》。</u></p>				

頁	新	旧								
147	<p><b>2.例 外</b> の表内の記述を一部変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>例外</th> <th>輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふ中扱い</td> <td>輸入申告に係る貨物<u>を</u>他の貨物と混載することなく 省略</td> </tr> </tbody> </table>	例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	ふ中扱い	輸入申告に係る貨物 <u>を</u> 他の貨物と混載することなく 省略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>例外</th> <th>輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ふ中扱い</td> <td>輸入申告に係る貨物<u>の</u>外国貿易船に対する積込みの際、他の貨物 と混載することなく 省略</td> </tr> </tbody> </table>	例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告	ふ中扱い	輸入申告に係る貨物 <u>の</u> 外国貿易船に対する積込みの際、他の貨物 と混載することなく 省略
例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告									
ふ中扱い	輸入申告に係る貨物 <u>を</u> 他の貨物と混載することなく 省略									
例外	輸入する貨物を保税地域等に搬入しないでする輸入申告									
ふ中扱い	輸入申告に係る貨物 <u>の</u> 外国貿易船に対する積込みの際、他の貨物 と混載することなく 省略									
149	<p><b>1.輸入（納税）申告書の提出（輸入申告先の税関官署）</b> のなお書きの参照条文を一部変更</p> <p><b>1.輸入（納税）申告書の提出（輸入申告先の税関官署）</b> 省略</p> <p>なお、特例輸入者又は特例委託輸入者は、申告に電子情報処理組織（NACCS）を使用する場合には、当該申告に係る貨物を保税地域に搬入することなく、いずれかの税関長に対して輸入申告をすることができる《<u>関法 67 条</u>の 2 第 3 項第 3 号、第 67 条の 19》。</p>	<p><b>1.輸入（納税）申告書の提出（輸入申告先の税関官署）</b> 省略</p> <p>なお、特例輸入者又は特例委託輸入者は、申告に電子情報処理組織（NACCS）を使用する場合には、当該申告に係る貨物を保税地域に搬入することなく、いずれかの税関長に対して輸入申告をすることができる《<u>関法 12 条</u>の 2 第 3 項第 3 号、第 67 条の 19》。</p>								
152	<p><b>2.簡易通関扱いによる輸入申告書の記述</b>を一部変更</p> <p><b>2.簡易通関扱いによる輸入申告書</b> 省略</p> <p>(2) 航空少額貨物の簡易通関扱い 1 品目の課税価格が 20 万円以下の航空貨物については、Air Way bill、仕入書又は輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）（マニフェストを添付）により<u>輸入申告</u>することができる。</p>	<p><b>2.簡易通関扱いによる輸入申告書</b> 省略</p> <p>(2) 航空少額貨物の簡易通関扱い 1 品目の課税価格が 20 万円以下の航空貨物については、Air Way bill、仕入書又は輸入（納税）申告書（マニフェスト通関用）（マニフェストを添付）により<u>輸出申告</u>することができる。</p>								
163	<p><b>(参考) 原産地の証明手続</b>の表内の記述を一部変更</p> <p>(参考) 原産地の証明手続</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>制度概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者証明制度</td> <td>輸出者（又は生産者）の申請に基づき、輸出国の <u>発給機関</u>が原産地証明書を発給。</td> </tr> </tbody> </table>	制度名	制度概要	第三者証明制度	輸出者（又は生産者）の申請に基づき、輸出国の <u>発給機関</u> が原産地証明書を発給。	<p>(参考) 原産地の証明手続</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>制度名</th> <th>制度概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第三者証明制度</td> <td>輸出者（又は生産者）の申請に基づき、輸出国の <u>発給期間</u>が原産地証明書を発給。</td> </tr> </tbody> </table>	制度名	制度概要	第三者証明制度	輸出者（又は生産者）の申請に基づき、輸出国の <u>発給期間</u> が原産地証明書を発給。
制度名	制度概要									
第三者証明制度	輸出者（又は生産者）の申請に基づき、輸出国の <u>発給機関</u> が原産地証明書を発給。									
制度名	制度概要									
第三者証明制度	輸出者（又は生産者）の申請に基づき、輸出国の <u>発給期間</u> が原産地証明書を発給。									

頁	新	旧
179	<p><b>3. 輸入してはならない貨物に係る認定手続き</b>の表内の記述を一部修正</p> <p>3. 輸入してはならない貨物に係る認定手続き</p> <p>省略</p> <div data-bbox="188 357 1137 679" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>税関長</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     輸入申告された貨物の検査                      ↓                      「知的財産権侵害物品」等の                      疑義貨物の発見                 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     「知的財産権侵害物品」等か否                      かの認定手続きの開始及び  <u>証拠の提出、意見の陳述がで                      きる旨の通知</u> </div> </div> </div>	<p><b>3. 輸入してはならない貨物に係る認定手続き</b></p> <p>省略</p> <div data-bbox="1196 357 2145 679" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>税関長</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     輸入申告された貨物の検査                      ↓                      「知的財産権侵害物品」等の                      疑義貨物の発見                 </div> <div style="font-size: 2em;">→</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">                     「知的財産権侵害物品」等か否                      かの認定手続きの開始及び  <u>認定手続きの開始の通知</u> </div> </div> </div>
196	<p><b>2. 輸入の許可前引取りを承認しない場合</b>の記述を一部削除</p> <p>2. 輸入の許可前引取りを承認しない場合</p> <p>税関長は、輸入申告があった外国貨物につき輸入の許可を与えることができない次の場合のほか、専ら関税の納期限の延長を目的とするなど明らかにこの制度の本旨に反すると認められる場合には、許可前引取り承認をしてはならない《関法第 73 条第 2 項》</p> <p>省略</p>	<p><b>2. 輸入の許可前引取りを承認しない場合</b></p> <p>税関長は、輸入申告があった外国貨物につき輸入の許可を与えることができない次の場合のほか、<u>専ら関税の納期限の延長を目的とするなど明らかにこの制度の本旨に反すると認められる場合のほか、</u>専ら関税の納期限の延長を目的とするなど明らかにこの制度の本旨に反すると認められる場合には、許可前引取り承認をしてはならない《関法第 73 条第 2 項》</p> <p>省略</p>

頁	新	旧								
207	<p><b>3. 特例輸入者の義務</b>の表内の記述を一部修正</p> <p><b>3. 特例輸入者の義務</b> 特例輸入者の承認を受けた者には、次の義務が課される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; text-align: center;">                     関係書類 保存義務                      本店又は主たる事務所等に、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から5年間                 </td> <td style="text-align: center;">                     省略                       ③ WTO 協定の譲許税率の適用を受けるための原産地証明書又は経済連携協定の譲許税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、<u>締約国原産品申告書等</u>、<u>運送要件証明書</u>、<u>締約国品目証明書</u>を保存すること《関法第7条の9第1項、関令第4条の12第2項、第4項》                       省略                 </td> </tr> </table>	省略	省略	関係書類 保存義務 本店又は主たる事務所等に、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から5年間	省略  ③ WTO 協定の譲許税率の適用を受けるための原産地証明書又は経済連携協定の譲許税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、 <u>締約国原産品申告書等</u> 、 <u>運送要件証明書</u> 、 <u>締約国品目証明書</u> を保存すること《関法第7条の9第1項、関令第4条の12第2項、第4項》  省略	<p><b>3. 特例輸入者の義務</b> 特例輸入者の承認を受けた者には、次の義務が課される。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; text-align: center;">省略</td> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td style="background-color: #f8d7da; text-align: center;">                     関係書類 保存義務                      本店又は主たる事務所等に、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から5年間                 </td> <td style="text-align: center;">                     省略                       ③ WTO 協定の譲許税率の適用を受けるための原産地証明書又は経済連携協定の譲許税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、<u>オーストラリア協定原産品申告書</u>、<u>運送要件証明書</u>、<u>締約国品目証明書</u>を保存すること《関法第7条の9第1項、関令第4条の12第2項、第4項》                       省略                 </td> </tr> </table>	省略	省略	関係書類 保存義務 本店又は主たる事務所等に、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から5年間	省略  ③ WTO 協定の譲許税率の適用を受けるための原産地証明書又は経済連携協定の譲許税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、 <u>オーストラリア協定原産品申告書</u> 、 <u>運送要件証明書</u> 、 <u>締約国品目証明書</u> を保存すること《関法第7条の9第1項、関令第4条の12第2項、第4項》  省略
省略	省略									
関係書類 保存義務 本店又は主たる事務所等に、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から5年間	省略  ③ WTO 協定の譲許税率の適用を受けるための原産地証明書又は経済連携協定の譲許税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、 <u>締約国原産品申告書等</u> 、 <u>運送要件証明書</u> 、 <u>締約国品目証明書</u> を保存すること《関法第7条の9第1項、関令第4条の12第2項、第4項》  省略									
省略	省略									
関係書類 保存義務 本店又は主たる事務所等に、輸入の許可の日の属する月の翌月末日の翌日から5年間	省略  ③ WTO 協定の譲許税率の適用を受けるための原産地証明書又は経済連携協定の譲許税率の適用を受けるための締約国原産地証明書、 <u>オーストラリア協定原産品申告書</u> 、 <u>運送要件証明書</u> 、 <u>締約国品目証明書</u> を保存すること《関法第7条の9第1項、関令第4条の12第2項、第4項》  省略									
245	(4) <b>総合保税地域に入れられた外国貨物で販売又は消費を目的とするもの</b> の記述を一部修正									
246	<p>(4) <b>総合保税地域に入れられた販売用貨物</b></p> <p>総合保税地域に入れられた外国貨物で<u>当該総合保税地域</u>で販売又は消費を目的とするものは、その販売・消費を目的として<b>総合保税地域に入れることの届出の時</b>に課税物件が確定し《関法第4条第1項第3号の2》、<b>輸入申告の日</b>に適用される法令が適用される《関法第5条本文》。</p> <p>なお、<u>販売用貨物</u>には、総合保税地域において有償で観覧又は使用に供するものなども含む《関令第2条第4項第1号》。</p>	<p>(4) <b>総合保税地域に入れられた外国貨物で販売又は消費を目的とするもの</b></p> <p>総合保税地域に入れられた外国貨物で販売又は消費を目的とするものを<u>国内引取（輸入）する場合</u>には、その販売・消費を目的として<b>総合保税地域に入れることの届出の時</b>に課税物件が確定し《関法第4条第1項第3号の2》、<b>輸入申告の日</b>に適用される法令が適用される《関法第5条本文》。</p> <p>なお、<u>販売又は消費を目的とするもの</u>には、総合保税地域において有償で観覧又は使用に供するものなども含む《関令第2条第4項第1号》。</p>								

頁	新	旧
288	<b>1. 申告納税方式により輸入する貨物の関税の納期限の延長</b> の図内の記述を一部修正	
	<p>                     輸入申告、納期限延長申請の日 4月2日 ▽                 </p> <p>                     輸入許可、<u>納期限延長が認められた日</u> 4月4日 ▼                 </p> <p>                     輸入の許可の日の翌日 4月5日 ▼                 </p> <p style="text-align: center;"> <b>延長後の納期限 延長後の法定納期限</b> 7月4日 ▼                 </p> <p style="text-align: center;">                     納期限の延長3月                 </p> <p>                     関税を納付することなく 輸入の許可を受ける                 </p> <p style="text-align: right;">                     納期限が延長された関税を 納付                 </p>	<p>                     輸入申告、納期限延長申請の日 4月2日 ▽                 </p> <p>                     輸入許可、<u>納期限延長承認の日</u> 4月4日 ▼                 </p> <p>                     輸入の許可の日の翌日 4月5日 ▼                 </p> <p style="text-align: center;"> <b>延長後の納期限 延長後の法定納期限</b> 7月4日 ▼                 </p> <p style="text-align: center;">                     納期限の延長3月                 </p> <p>                     関税を納付することなく 輸入の許可を受ける                 </p> <p style="text-align: right;">                     納期限が延長された関税を 納付                 </p>

頁	新	旧
312	<p><b>2. 過少申告加算税の加重</b>の表内の記述を一部修正</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>Check ! 累積増差税額</b></p> <p>累積増差税額とは、一つの納税申告に係る修正申告又は<u>更正前</u>にされたその関税についての修正申告（調査があったことにより当該関税についての<u>更正</u>があるべきことを予知してされたものでない場合において、当該関税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は<u>更正</u>により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる<u>更正</u>又は<u>更正</u>に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁定若しくは判決による原処分の変動があったときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、関法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づいて控除すべきであった金額を控除した金額とする。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> </div>	<p><b>2. 過少申告加算税の加重</b>の表内の記述を一部修正</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>Check ! 累積増差税額</b></p> <p>累積増差税額とは、一つの納税申告に係る修正申告又は<u>更正前</u>にされたその関税についての修正申告（調査があったことにより当該関税についての<u>更正</u>があるべきことを予知してされたものでない場合において、当該関税についての調査通知がある前に行われたものを除く。）又は<u>更正</u>により納付すべき税額の合計額（当該納付すべき税額を減少させる<u>更正</u>又は<u>更正</u>に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁定若しくは判決による原処分の変動があったときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、関法第 12 条の 2 第 3 項の規定に基づいて控除すべきであった金額を控除した金額とする。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> </div>
318	<p><b>2. 無申告加算税の加重</b>の表内の記述を一部修正</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>Check ! 累積納付税額</b></p> <p>累積増差税額とは、一つの納税申告に係る修正申告又は<u>更正前</u>にされたその関税についての期限後特例申告書の提出若しくは決定に基づき納付すべき税額、又は修正申告若しくは<u>更正</u>に基づき納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる<u>更正</u>又は<u>更正</u>に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁定若しくは判決による原処分の変動があったときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、正当な理由があると認められる事実に基づいて控除すべきであった金額を控除した金額とする。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> </div>	<p><b>2. 無申告加算税の加重</b>の表内の記述を一部修正</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p><b>Check ! 累積納付税額</b></p> <p>累積増差税額とは、一つの納税申告に係る修正申告又は<u>更正前</u>にされたその関税についての期限後特例申告書の提出若しくは決定に基づき納付すべき税額、又は修正申告若しくは<u>更正</u>に基づき納付すべき税額の合計額（当該関税について、当該納付すべき税額を減少させる<u>更正</u>又は<u>更正</u>に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁定若しくは判決による原処分の変動があったときはこれらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とし、正当な理由があると認められる事実に基づいて控除すべきであった金額を控除した金額とする。）をいう。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> </div>

頁	新	旧
329	1. 賦課権の期間制限（除斥期間）の記述を一部修正	
330	<p>1. 賦課権の期間制限（除斥期間）</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>③ 上記①によって、賦課決定をすることができないこととなる日前<u>3月</u>以内にされた期限後特例申告書の提出又は関税法第12条の3第1項第2号の修正申告に伴って行われることとなる無申告加算税（同条第5項の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、上記①にかかわらず、期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告があった日から3月を経過する日まで、することができる《関法第14条第3項》。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>⑤</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>ii 税関職員が関税暫定措置法第8条の4又は経済連携協定その他の国際約束（以下「経済連携協定等」という。）の規定に基づき特恵受益国等若しくは経済連携協定等の締約国の権限ある当局（特恵受益国等又は経済連携協定等の締約国から輸出される貨物が特恵受益国等原産品又は締約国原産品であることを証明する書類の発給又は作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。）、経済連携協定等の締約国の税関当局又は輸入申告がされた貨物の輸出者若しくは生産者（以下「特恵受益国等の権限ある当局等」という。）に対し、当該貨物に関する情報の提供を要請した場合（当該要請が、上記①から④による関税についての更正、決定又は賦課決定をすることができないこととなる日の<u>6月前</u>の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした者の輸入者への通知が当該要請をした日から3月以内にされた場合に限る。）において、当該貨物の関税額の確定に関し、特恵受益国等の権限ある当局等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>1. 賦課権の期間制限（除斥期間）</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>③ 上記①によって、賦課決定をすることができないこととなる日前<u>3日</u>以内にされた期限後特例申告書の提出又は関税法第12条の3第1項第2号の修正申告に伴って行われることとなる無申告加算税（同条第5項の規定の適用があるものに限る。）についてする賦課決定は、上記①にかかわらず、期限後特例申告書の提出又は同号の修正申告があった日から3月を経過する日まで、することができる《関法第14条第3項》。</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>⑤</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>ii 税関職員が関税暫定措置法第8条の4又は経済連携協定その他の国際約束（以下「経済連携協定等」という。）の規定に基づき特恵受益国等若しくは経済連携協定等の締約国の権限ある当局（特恵受益国等又は経済連携協定等の締約国から輸出される貨物が特恵受益国等原産品又は締約国原産品であることを証明する書類の発給又は作成をすることができる者の認定に関して権限を有する機関をいう。）、経済連携協定等の締約国の税関当局又は輸入申告がされた貨物の輸出者若しくは生産者（以下「特恵受益国等の権限ある当局等」という。）に対し、当該貨物に関する情報の提供を要請した場合（当該要請が、上記①から④による関税についての更正、決定又は賦課決定をすることができないこととなる日の<u>6日前</u>の日以後にされた場合を除くものとし、当該要請をした者の輸入者への通知が当該要請をした日から3月以内にされた場合に限る。）において、当該貨物の関税額の確定に関し、特恵受益国等の権限ある当局等から提供があった情報に照らし非違があると認められること。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

頁	新	旧																																																																																							
330	<p><b>2. 法定納期限等（賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効の始期）</b>の記述を一部修正</p> <p><b>2. 法定納期限等（賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効の始期）</b>                      関税の賦課権の期間制限（除斥期間）及び徴収権の消滅時効の始期は、関税の法定納期限等である《関法第14条第5項》。                      この関税の法定納期限等とは、当該関税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税）にあっては、その納付の起因となった関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）である《関法第14条第5項本文》。                      ただし、徴収権の消滅時効に係る法定納期限等のうち、前記1.―②及び⑥（関税法第14条第2項及び第6項の「更正の請求」）に係る更正又はその更正に伴って行われることとなる過少申告加算税等についてする賦課決定により納付すべきものについては、当該「更正があった日」となる《関法第14条の2第1項かっこ書》。                      省略</p>	<p><b>2. 法定納期限等（賦課権の期間制限及び徴収権の消滅時効の始期）</b>                      関税の賦課権の期間制限（除斥期間）及び徴収権の消滅時効の始期は、関税の法定納期限等である《関法第14条第5項》。                      この関税の法定納期限等とは、当該関税（過少申告加算税、無申告加算税又は重加算税）にあっては、その納付の起因となった関税を課される貨物を輸入する日（輸入の許可を受ける貨物については、当該許可の日）である《関法第14条第5項本文》。                      ただし、徴収権の消滅時効に係る法定納期限等のうち、前記1.―②及び④（関税法第14条第2項及び第4項の「更正の請求」）に係る更正又はその更正に伴って行われることとなる過少申告加算税等についてする賦課決定により納付すべきものについては、当該「更正があった日」となる《関法第14条の2第1項かっこ書》。                      省略</p>																																																																																							
352	<p><b>[1] 罰 則</b>の表内の記述を一部修正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">罪名</th> <th rowspan="2">違反行為・物品</th> <th colspan="2">既遂罪</th> <th rowspan="2">重過失罪</th> <th rowspan="2">両罰規定</th> <th rowspan="2">没収追徴</th> </tr> <tr> <th>懲役</th> <th>罰金 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">省略</td> </tr> <tr> <td>第115条</td> <td rowspan="3">省略</td> <td rowspan="3">省略</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第115条の2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td><u>○</u></td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="8">省略</td> </tr> </tbody> </table>	条項	罪名	違反行為・物品	既遂罪		重過失罪	両罰規定	没収追徴	懲役	罰金 (万円)	省略								第115条	省略	省略			○			第115条の2				○	○					<u>○</u>	○	省略								<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">条項</th> <th rowspan="2">罪名</th> <th rowspan="2">違反行為・物品</th> <th colspan="2">既遂罪</th> <th rowspan="2">重過失罪</th> <th rowspan="2">両罰規定</th> <th rowspan="2">没収追徴</th> </tr> <tr> <th>懲役</th> <th>罰金 (万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="8">省略</td> </tr> <tr> <td>第115条</td> <td rowspan="2">省略</td> <td rowspan="2">省略</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第115条の2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td colspan="8">省略</td> </tr> </tbody> </table>	条項	罪名	違反行為・物品	既遂罪		重過失罪	両罰規定	没収追徴	懲役	罰金 (万円)	省略								第115条	省略	省略			○			第115条の2					○	○	省略							
条項	罪名				違反行為・物品	既遂罪				重過失罪	両罰規定	没収追徴																																																																													
		懲役	罰金 (万円)																																																																																						
省略																																																																																									
第115条	省略	省略			○																																																																																				
第115条の2						○	○																																																																																		
						<u>○</u>	○																																																																																		
省略																																																																																									
条項	罪名	違反行為・物品	既遂罪		重過失罪	両罰規定	没収追徴																																																																																		
			懲役	罰金 (万円)																																																																																					
省略																																																																																									
第115条	省略	省略			○																																																																																				
第115条の2							○	○																																																																																	
省略																																																																																									



頁	新	旧																																			
483	<p><b>2. 規制の対象貨物</b>の表内の記述を一部修正</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f8d7da;"> <th>定率法別表の番号</th> <th>品名</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>2710.19-1-(3)-A-(b)</td> <td rowspan="2">重油及び粗油</td> <td rowspan="2">農林漁業用</td> </tr> <tr> <td>2710.20-1-(4)-A-(b)</td> </tr> <tr> <td><u>3603.00-1</u></td> <td><u>イグナイター</u></td> <td><u>政令で定める(注)</u> <u>自動車の部分品製造用</u></td> </tr> <tr> <td>7504.00-1</td> <td>ニッケルの粉及びフレーク</td> <td>アルカリ蓄電池等製造用</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注) 政令で定めるもの：エアバッグガス発生器、シートベルト引っ張り固定器用ガス発生器又は歩行者衝撃緩和ボンネット上昇装置用ガス発生器(定率令第75条)</u></p>	定率法別表の番号	品名	用途	省略			2710.19-1-(3)-A-(b)	重油及び粗油	農林漁業用	2710.20-1-(4)-A-(b)	<u>3603.00-1</u>	<u>イグナイター</u>	<u>政令で定める(注)</u> <u>自動車の部分品製造用</u>	7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用	省略			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr style="background-color: #f8d7da;"> <th>定率法別表の番号</th> <th>品名</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td>2710.19-1-(3)-A-(b)</td> <td rowspan="2">重油及び粗油</td> <td rowspan="2">農林漁業用</td> </tr> <tr> <td>2710.20-1-(4)-A-(b)</td> </tr> <tr> <td>7504.00-1</td> <td>ニッケルの粉及びフレーク</td> <td>アルカリ蓄電池等製造用</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">省略</td> </tr> </tbody> </table>	定率法別表の番号	品名	用途	省略			2710.19-1-(3)-A-(b)	重油及び粗油	農林漁業用	2710.20-1-(4)-A-(b)	7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用	省略		
定率法別表の番号	品名	用途																																			
省略																																					
2710.19-1-(3)-A-(b)	重油及び粗油	農林漁業用																																			
2710.20-1-(4)-A-(b)																																					
<u>3603.00-1</u>	<u>イグナイター</u>	<u>政令で定める(注)</u> <u>自動車の部分品製造用</u>																																			
7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用																																			
省略																																					
定率法別表の番号	品名	用途																																			
省略																																					
2710.19-1-(3)-A-(b)	重油及び粗油	農林漁業用																																			
2710.20-1-(4)-A-(b)																																					
7504.00-1	ニッケルの粉及びフレーク	アルカリ蓄電池等製造用																																			
省略																																					
533	<p><b>[9] 経済連携協定に基づく報復関税《暫定法第7条の10》</b>の記述を一部修正</p> <p><b>[9] 経済連携協定に基づく報復関税《暫定法第7条の10》</b></p> <p>経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、<u>実行税率の範囲内の税率による関税を課すことができる。</u></p> <p>財務大臣は、関税の譲許の適用を停止し、<u>実行税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し意見を求めることができ、意見を求められた関係大臣等は、正当な理由がある場合を除き、その求めがあった日から起算して30日以内に書面により意見を述べなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p><b>[9] 経済連携協定に基づく報復関税《暫定法第7条の10》</b></p> <p>経済連携協定に基づいて直接又は間接に我が国に与えられた利益を守るため必要があると認められるときは、当該経済連携協定の規定に基づき、政令で定めるところにより、国及び関税の譲許がされている貨物を指定し、その貨物の全部又は一部につき関税の譲許の適用を停止し、<u>実行税率の範囲内の税率による関税を課すことができる。</u></p> <p>財務大臣は、関税の譲許の適用を停止し、<u>実効税率の範囲内の税率による関税を課するため必要があると認めるときは、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣その他関係行政機関の長に対し意見を求めることができ、意見を求められた関係大臣等は、正当な理由がある場合を除き、その求めがあった日から起算して30日以内に書面により意見を述べなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;">省略</p>																																			

頁	新	旧
545	<p>(1) 特恵受益国等からの全面適用除外措置（全面卒業）の記述を一部修正</p> <p>(1) 特恵受益国等からの全面適用除外措置（全面卒業） 特恵受益国等のうち次のいずれかに該当するものは、それぞれに定める日から起算して1年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなる（暫定令第25条第3項）。これを全面適用除外（<u>全面卒業</u>）措置という。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>(1) 特恵受益国等からの全面適用除外措置（全面卒業） 特恵受益国等のうち次のいずれかに該当するものは、それぞれに定める日から起算して1年を超えない範囲内において財務大臣が定める日において、特恵受益国等でなくなる（暫定令第25条第3項）。これを全面適用除外（<u>全面卒業</u>）措置という。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>
614	<p>1. 2号承認品目の記述を一部修正</p> <p>1. 2号承認品目</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>(11) ワシントン条約の加盟国（準管理当局を有する非加盟国を含む。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書 I、II 及び III に掲げる動植物並びにこれらの個体の一部及びその派生物の輸入</p> <p>(注) 附属書 II に掲げる動物については、クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホオジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、<u>ジンベイザメ</u>、<u>タツノオトシゴ属全種</u>及び<u>ホロトウリア・フスコギルヴァ</u>（以下「クロトガリザメ等」という。）を除く。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p>1. 2号承認品目</p> <p style="text-align: center;">省略</p> <p>(11) ワシントン条約の加盟国（準管理当局を有する非加盟国を含む。）以外の国又は地域を原産地又は船積地域とする同条約附属書 I、II 及び III に掲げる動植物並びにこれらの個体の一部及びその派生物の輸入</p> <p>(注) 附属書 II に掲げる動物については、クロトガリザメ、ヨゴレ、アカシユモクザメ、ヒラシユモクザメ、シロシユモクザメ、オナガザメ属全種、ウバザメ、ホオジロザメ、アオザメ、バケアオザメ、ニシネズミザメ、<u>ジンベイザメ</u>及び<u>タツノオトシゴ属全種</u>（以下「クロトガリザメ等」という。）を除く。</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

頁	新	旧
614	2. 2の2号承認品目の記述を一部修正	
	<p><b>2. 2の2号承認品目</b></p> <p>輸入公表二の二において<b>2の2号承認品目</b>とされている「全地域」を原産地又は船積地域とする貨物を輸入しようとする場合は、<b>経済産業大臣の輸入の承認</b>が必要であるが、それは次の場合である。</p> <p>(1) 核物質、口蹄疫ワクチン、火薬類、爆薬、ダイヤモンド、原子炉、軍艦、軍用機、けん銃、爆弾、刀剣等の輸入（関税率表の番号等33品目）</p> <p>(2) ワシントン条約附属書 I に掲げる動物（みんく鯨、みなみみんく鯨、いわし鯨（<u>北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度まで及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。以下同じ。</u>））、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨（以下「みんく鯨等」という。）を除く。）又は植物（<u>人工的に繁殖させた交配種を除く。</u>）並びにこれらの個体の一部及び派生物の輸入（2号承認品目を除く。）</p> <p style="text-align: center;">省略</p>	<p><b>2. 2の2号承認品目</b></p> <p>輸入公表二の二において<b>2の2号承認品目</b>とされている「全地域」を原産地又は船積地域とする貨物を輸入しようとする場合は、<b>経済産業大臣の輸入の承認</b>が必要であるが、それは次の場合である。</p> <p>(1) 核物質、口蹄疫ワクチン、火薬類、爆薬、ダイヤモンド、原子炉、軍艦、軍用機、けん銃、爆弾、刀剣等の輸入（関税率表の番号等33品目）</p> <p>(2) ワシントン条約附属書 I に掲げる動物（みんく鯨、みなみみんく鯨、いわし鯨、にたり鯨、つのしま鯨、ながす鯨、カワゴンドウ、オーストラリアカワゴンドウ、まっこう鯨及びつち鯨（以下「みんく鯨等」という。）を除く。）又は植物並びにこれらの個体の一部及び派生物の輸入（2号承認品目を除く。）</p> <p style="text-align: center;">省略</p>

頁	新	旧
623	<p><b>Ⅶ 我が国の留保</b>の記述を一部追加</p> <p>Ⅶ 我が国の留保 附属書Ⅰのうち、クジラ10種（ナガスクジラ、イワシクジラ<u>（注）</u>、マッコウクジラ、ミンククジラ、ミナミミンククジラ、ニタリクジラ、ツノシマクジラ、ツチクジラ並びにカワゴンドウ及びオーストラリアカワゴンドウ）について留保している。留保を付した種については、当該取引につき非加盟国として取り扱われるが、我が国においては、経済産業大臣の確認又は輸出入の承認等が必要とされている。</p> <p>また、附属書Ⅱのうち、11種（ジンベイザメ、ウバザメ、タツノオトシゴ、ホホジロザメ、ヨゴレ、シュモクザメ3種、ニシネズミザメ、クロトガリザメ及びオナガザメ類）についても留保している。</p> <p><u>（注）北太平洋の個体群並びに東経0度から東経70度及び赤道から南極大陸に囲まれる範囲の個体群を除く。</u></p>	<p>Ⅶ 我が国の留保 附属書Ⅰのうち、クジラ10種（ナガスクジラ、イワシクジラ、マッコウクジラ、ミンククジラ、ミナミミンククジラ、ニタリクジラ、ツノシマクジラ、ツチクジラ並びにカワゴンドウ及びオーストラリアカワゴンドウ）について留保している。留保を付した種については、当該取引につき非加盟国として取り扱われるが、我が国においては、経済産業大臣の確認又は輸出入の承認等が必要とされている。</p> <p>また、附属書Ⅱのうち、11種（ジンベイザメ、ウバザメ、タツノオトシゴ、ホホジロザメ、ヨゴレ、シュモクザメ3種、ニシネズミザメ、クロトガリザメ及びオナガザメ類）についても留保している。</p>